5.379D
1668―1675MHzの周波数帯において、移動衛星業務、固定業務、移動業務及び宇宙研究業務（受動）の共用のため、決議第744（ＷＲＣ―07、改）を適用する。
5.379E
1668.4―1675MHzの周波数帯における移動衛星業務の局は、中華人民共和国、イラン、日本及びウズベキスタンの気象援助業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。1668.4―1675MHzの周波数帯では、主管庁は、気象援助業務の新しいシステムを導入しないよう要請され、また、可能な限り速やかに既存の気象援助業務の局を他の周波数帯に移行するよう奨励される。
5.380（未使用）
5.380A
1670―1675MHzの周波数帯では、移動衛星業務の局は、2004年１月１日前に通告された既存の気象衛星業務の地球局に有害な混信を生じさせてはならない。また、その発展を妨げてはならない。この周波数帯における、これらの地球局への新たな割当てについても、移動衛星業務の局による有害な混信から保護を受けるものとする。
5.381
付加分配：アフガニスタン、キューバ、インド、イラン及びパキスタンでは、1690―1700MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務（航空移動を除く。）にも分配する。
5.382
業務の種類の地域差：サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、ベラルーシ、コンゴ共和国、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、エチオピア、ロシア、ギニア、イラク、イスラエル、ヨルダン、カザフスタン、クウェート、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、レバノン、モーリタニア、モルドバ、モンゴル、オマーン、ウズベキスタン、ポーランド、カタール、シリア、キルギス、ソマリア、タジキスタン、タンザニア、トルクメニスタン、ウクライナ及びイエメンでは、固定業務及び移動業務（航空移動を除く。）に対する1690―1700MHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とし（無線通信規則第5.33号参照）、朝鮮民主主義人民共和国では、固定業務に対する1690―1700MHzの周波数帯の分配は、一次的基礎（無線通信規則第5.33号参照）、移動業務（航空移動を除く。）に対する分配は、二次的基礎とする。
5.383（未使用）
5.384
付加分配：インド、インドネシア及び日本では、1700―1710MHzの周波数帯は、一次的基礎で宇宙研究業務（宇宙から地球）にも分配する。
5.384A
1710―1885MHz、2300―2400MHz及び2500―2690MHzの周波数帯又はその一部は、決議第223（ＷＲＣ―07、改）に従ってＩＭＴを導入しようとする主管庁による使用のために特定される。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。
5.385
付加分配：1718.8―1722.2MHzの周波数帯は、スペクトル線観測のため、二次的基礎で電波天文業務にも分配する。
5.386
付加分配：1750―1850MHzの周波数帯は、第二地域並びにオーストラリア、グアム、インド、インドネシア及び日本では、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ること及び対流圏散乱による通信に特別の考慮を払うことを条件として、一次的基礎で宇宙運用業務（地球から宇宙）及び宇宙研究業務（地球から宇宙）にも分配する。
5.387
付加分配：ベラルーシ、グルジア、カザフスタン、キルギス、ルーマニア、タジキスタン及びトルクメニスタンでは、1770―1790MHzの周波数帯は、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で気象衛星業務にも分配する。
5.388
1885―2025MHz及び2110―2200MHzの周波数帯は、世界的基礎で、ＩＭＴ―2000を行おうとする主管庁による使用を予定する。この使用は、これらの周波数帯に分配されている他の業務による使用を妨げない。この周波数帯は、決議第212（ＷＲＣ―97、改）に従ってＩＭＴ―2000に使用できる（決議第223（ＷＲＣ―2000）も参照）。
5.388A
決議第221（ＷＲＣ―03、改）に従い、第一地域及び第三地域では、1885―1980MHz、2010―2025MHz及び2110―2170MHzの周波数帯を、第二地域では、1885―1980MHz及び2110―2160MHzの周波数帯を、ＩＭＴ―2000を提供する基地局としての高高度プラットフォーム局（ＨＡＰＳ）に使用することができる。ＨＡＰＳを基地局として使用するＩＭＴ―2000アプリケーションによる使用は、これらの周波数帯が分配されている業務の局による当該周波数帯の使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内において優先権を確立するものでもない。
5.388B
アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、コモロ、コートジボワール、中華人民共和国、キューバ、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、エチオピア、ガボン、ガーナ、インド、イラン、イスラエル、ヨルダン、ケニア、クウェート、リビア、マリ、モロッコ、モーリタニア、ナイジェリア、オマーン、ウガンダ、パキスタン、カタール、シリア、セネガル、シンガポール、スーダン、南スーダン、タンザニア、チャド、トーゴ、チュニジア、イエメン、ザンビア及びジンバブエでは、国内の固定業務及びＩＭＴ2000の移動局を含む移動業務を同一チャネル干渉から保護するため、無線通信規則第5.388A号に掲げる周波数帯において隣接国でＩＭＴ2000の基地局として使用する高高度プラットフォーム局（ＨＡＰＳ）は、ＨＡＰＳの通告時点で影響を受ける主管庁の明確な同意がない場合、国境外の地表面で－127dB（W／（㎡・MHz））の同一チャネル電力束密度を超えてはならない。
5.389（未使用）
5.389A
移動衛星業務による1980―2010MHz及び2170―2200MHzの周波数帯の使用は、無線通信規則第9.11A号に基づく調整及び決議第716（ＷＲＣ―2000、改）の規定に従うことを条件とする。
5.389B
移動衛星業務による1980―1990MHzの周波数帯の使用は、アルゼンチン、ブラジル、カナダ、チリ、エクアドル、アメリカ合衆国、ホンジュラス、ジャマイカ、メキシコ、ペルー、スリナム、トリニダード・トバゴ、ウルグアイ及びベネズエラにおける固定業務及び移動業務に有害な混信を与えてはならず、また、これらの業務の発達を妨げてはならない。
5.389C
移動衛星業務による第二地域での2010―2025MHz及び2160―2170MHzの周波数帯の使用は、無線通信規則第9.11A号に基づく調整及び決議第716（ＷＲＣ―2000、改）の規定に従うことを条件とする。
5.389D（未使用）
5.389E
移動衛星業務による第二地域での2010―2025MHz及び2160―2170MHzの周波数帯の使用は、第一地域及び第三地域における固定業務及び移動業務に有害な混信を与えてはならず、また、これらの業務の発達を妨げてはならない。